

## 「ふくしまの酒エンゲージメント強化事業」委託に関する業務仕様書

### 1 目的

ふくしまの酒ファン同士、ファンと県内酒蔵が交流できる「ふくしまの酒オンライン・ファンコミュニティ（以下、コミュニティと言う）」を構築する。

さらに、コミュニティによる WEB プロモーションとリアルイベントとの連動を図り、ふくしまの酒ファンとの関係性を強化することで、新たなファン層の獲得・育成を図る。

### 2 委託業務内容

#### (1) コミュニティの構築

- ・参加者双方向発信可能なコミュニティを構築すること。
- ・コミュニティ内において、ふくしまの酒の魅力を訴求できる投稿を行うこと。また、投稿内容については定期的に見直すこと。
- ・コミュニティは、参加者同士の交流に加え、参加者と県内蔵元が交流できるものであること。
- ・コミュニティの運営においては、人工知能（AI）を活用するなどし、効果的かつ効率的な運営を実現すること。
- ・コミュニティへの参加者は、10,000人以上確保すること。また、他コミュニティとの連動を図る場合は、その母集団規模は1,000,000人以上とする。

#### (2) コミュニティの活性化

- ・コミュニティ内において、ふくしまの酒の魅力訴求に繋がるキャンペーンを年2回以上実施すること。その具体的なキャンペーン内容について提案すること。
- ・コミュニティへ県内酒蔵が積極的に参加できる仕組みについて提案すること。
- ・コミュニティ内には県産酒を取り扱う EC ショップ（県内酒蔵が運営している EC ショップ等）への動線を確認し、参加者が交流後、直ちに購入できる仕組みを構築すること。
- ・コミュニティ構築にあたっては、県が自由に投稿できるスタッフアカウントを作成すること。
- ・県が運営する下記サイトとの連動を図ること。

<表1：県運営の WEB サイト等>

	名称	媒体	URL
1	「ふくしまの酒」	WEB サイト (日本語)	<a href="https://www.fukunosake.com/">https://www.fukunosake.com/</a>
2	ふくしまの酒店	Instagram (日本語)	<a href="https://www.instagram.com/fukuneko_fukushima/?hl=ja">https://www.instagram.com/fukuneko_fukushima/ ?hl=ja</a>
3	Fukushima Sake Story	WEB サイト (英語)	<a href="https://fukushima-sake.com/">https://fukushima-sake.com/</a>
4	Fukushima Sake	Instagram (英語)	<a href="https://www.instagram.com/fukushimasake/?hl=ja">https://www.instagram.com/fukushimasake/?hl=j a</a>

### (3) コミュニティの分析

- ・コミュニティにより得られた参加者の反応・変容を1か月ごとにとりまとめ、県へ共有すること。
- ・変容のきっかけとなった要因を分析し、ふくしまの酒のマーケティングにおける課題抽出・課題解決のための手法を報告すること。

### (4) リアルイベントとの連動

- ・県が主催する首都圏及び関西圏での日本酒のイベントに、コミュニティ参加者を誘導すること。またイベント数月前から、コミュニティ内で告知・話題提供を行い、イベント当日に向け気運を醸成すること。
- ・県が主催するイベントとは別に、コミュニティ参加者と酒蔵が交流するイベントを企画・開催すること。イベントの具体的な内容・開催時期・規模等について提案すること。

### (5) 全般に係る留意事項

#### ア セキュリティ対策について

- ・コミュニティの運営にあたっては、十分なウィルス感染防止策を講ずること。
- ・契約締結後、メンテナンス期間を除き24時間稼動すること。また、障害が生じた際には県と協議の上、迅速な対応を進めること。

#### イ 個人情報保護法について

- ・個人情報を扱うコンテンツについては、個人情報の漏えい、改ざんなどの防止について明確な対策を実施すること。

#### ウ その他

- ・業務の詳細について県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・事業の実施にあたっては、県産品全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ・編集、調査、報告等の一切の経費（コンテンツ制作に係る取材費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。

上記取組の他に、閲覧者の利便性がより高まるもの、県産日本酒への興味関心を喚起させるための工夫があれば実施すること。

### ※留意事項

- ・本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて県に帰属することとし、一切のデータ等を県に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとし県が著作物を継続的に利用できるものとする。

### 3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

### 4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類（任意様式）を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・統括責任者通知書
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届、実績報告書
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

### 5 統括責任者

本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

### 6 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。